

宿泊税 5年間の実績と今後のあり方

平成 19 年 6 月

東京都主税局

— 目 次 —

はじめに	1
第1 宿泊税創設に至る経緯	
1 東京都税制調査会の提言	2
2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案	2
3 東京都宿泊税条例の成立と施行	3
第2 宿泊税の施行状況	
1 宿泊税の概要	5
2 宿泊税についての周知活動	6
3 税収と使途	6
第3 今後の観光振興施策と宿泊税	
1 観光振興施策の今後の目標と方向	9
2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方	10

参考資料

はじめに

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税として、平成14年10月1日に導入されて以来、安定した税収を確保し、都の積極的かつ確実な観光振興施策の実施に大きく貢献している。

宿泊税は平成19年10月で施行後5年を経過するが、主税局では、これまでの宿泊税の施行状況等を振り返りつつ、今後の宿泊税のあり方について検討を加えた。

「宿泊税 5年間の実績と今後のあり方」は、その検討内容をまとめたものである。

平成19年6月
東京都主税局

第1 宿泊税創設に至る経緯

1 東京都税制調査会の提言

宿泊税は、東京都税制調査会（以下「都税調」という。）において提言されたホテル税に基づいて創設された。

都税調は、真の地方自治の確立に不可欠な地方税源の充実確保のため、地方主権の時代にふさわしい地方税制について意見を求めるとの石原知事の諮問を受けて、平成12年6月に発足した知事の諮問機関である。この諮問を受け検討を重ねた結果、自治体の政策課題の解決を税制面から支援していく効果があり、戦略的な自治体運営に資するとの観点から、平成12年11月30日の都税調答申において、ホテル税をはじめとした法定外目的税が提言された。

答申では、国際都市としての東京の魅力を高めるための施策を強力に展開し、旅行者等の受入数増大を図りつつ、一方で、旅行者等に行政サービスに対する応分の負担を求め、それを東京の魅力を高める施策に振り向けるという好循環を形成していくことが、国際都市東京のポテンシャル向上に重要な意義を有するとし、ホテル税の創設を提言した。

2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案

当時の東京は、諸外国の観光先進都市に比して旅行者受入数が伸び悩むなど、観光施策において遅れを取っている状況にあった。そこで、都は平成13年11月に「東京都観光産業振興プラン」を策定し、観光を新たに産業として位置付け、観光振興施策に本格的に取り組むこととした。

平成13年11月2日の知事記者会見において、石原知事は、都の新税としてホテル税を導入すると発表した。都税調における提言を受けて検討を進めてきた主税局では、

同税の実現に向けた最終的な詰めを検討を行い、税の名称を「宿泊税」とし、提言の公表から約1年後の平成13年12月に開かれた平成13年第4回都議会定例会に、東京都宿泊税条例案を提出した。

本会議の質疑において、石原知事は、宿泊税の意義と目的について、宿泊税は、21世紀における観光産業の重要性を踏まえて、観光振興に必要な財源を安定的に確保するために、都が課税自主権を行使して創設するもので、地方主権を確立するうえで意義あるものであると答弁した。さらに、東京の観光を産業として捉え直し、これを振興するための財源の一部として宿泊税を活用して、立ち遅れている東京の観光振興を転回させることが、宿泊税創設の最大の眼目であると答弁した。

また石原知事は、宿泊税の効果について、観光は、すそ野が広く、多くの産業に経済効果が波及し、雇用などの増加をもたらす産業であるとした上で、宿泊税を財源として活用し、各種観光ルートの開発や観光情報センターの整備などの施策を行うことにより、多くの旅行者を東京に誘致していくと答弁した。

そのほか、宿泊税の具体的な周知方法についての質疑も行われた。また、財政委員会では、旅行者やホテル等への周知に要する期間を考慮して施行日を定めるなどの質疑が行われた。

3 東京都宿泊税条例の成立と施行

以上のような経過を経て、東京都宿泊税条例は、平成13年12月19日に開かれた都議会本会議において可決・成立した。

宿泊税は法定外目的税であるため、新設に際し、地方税法第731条の規定に基づく総務大臣への協議を必要とした。この協議に相応の期間を要することから、東京都宿泊税条例では、その施行日について、規則で定める日から施行するとした。

総務大臣への協議とその同意を経て、東京都宿泊税条例は平成14年10月1日に施行され、同日以降の宿泊に対して宿泊税が課されることとなった。

【表 1 都税調の提言から宿泊税の実施までの経緯】

平成 12 年 11 月 30 日	平成 12 年度都税調答申公表
平成 13 年 11 月 2 日	ホテル税導入案発表（知事記者会見）
12 月 4 日	平成 13 年第 4 回都議会定例会開会、 東京都宿泊税条例案提出
12 月 19 日	東京都宿泊税条例案可決・成立
12 月 21 日	総務大臣協議開始
平成 14 年 3 月 29 日	総務大臣同意
4 月 10 日	東京都宿泊税条例等公布
10 月 1 日	東京都宿泊税条例等施行

第2 宿泊税の施行状況

1 宿泊税の概要

地方税法第4条及び第731条では、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を新たに創設し、課税することができる旨を定めている。これに基づき、都では東京都宿泊税条例及び同条例施行規則において、宿泊税の賦課徴収について定めている。

宿泊税は、都の全域で課する都税であり、納税義務者は、都内に所在するホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）に宿泊する者である。徴収方法は、ホテル等の経営者を特別徴収義務者とし、その特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し都に申告納入する、特別徴収の仕組みを採用している。

宿泊税の特別徴収義務者は、原則として毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入しなければならない。ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなどの要件に該当する場合には、3ヶ月分をまとめて申告納入できる特例が設けられている。

【表2 宿泊税の概要】

目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
納税義務者	都内のホテル等の宿泊者
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円 1万5千円以上の宿泊 200円
徴収方法	ホテル等による特別徴収
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
施行日	平成14年10月1日

2 宿泊税についての周知活動

宿泊税では、特別徴収義務者であるホテル等について、条例により登録の申請を義務付けている。主税局は、宿泊税の導入時に、宿泊税の説明会と、特別徴収義務者の登録説明会を開催し、新税への理解と協力を得られるよう努めた。さらに、宿泊税の徴収事務が円滑に行えるよう、宿泊税の概要と特別徴収義務者の登録、申告納入の手続などに関する説明を盛り込んだ「宿泊税の手引」を作成し、配布した。

また、広く宿泊税についての理解を得るため、ポスター・リーフレット、都や主税局が発行する広報紙、ホームページなどの各種広報媒体を活用し、周知を図った。

宿泊税PR用ポスターについては、ホテル等、全国の主要駅、その他旅行者が多く立ち寄る施設に配布し、掲出した（参考資料1 宿泊税PRポスター参照）。

旅行者向けのリーフレットについては、宿泊税の概要や支払い方法について説明した「宿泊税のごあんない」を作成し、配布した。外国からの旅行者にも宿泊税の意義が理解されるよう、英語・ハンガル・中国語に対応した外国語版も作成し、配布した。リーフレットは、東京都の観光案内所のほか、ホテル等のフロントや客室に配置されるなど、旅行者の手に取りやすいような工夫がされており、円滑な納税に役立っているものと考えられる（参考資料2 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」（日本語版・外国語版）参照）。

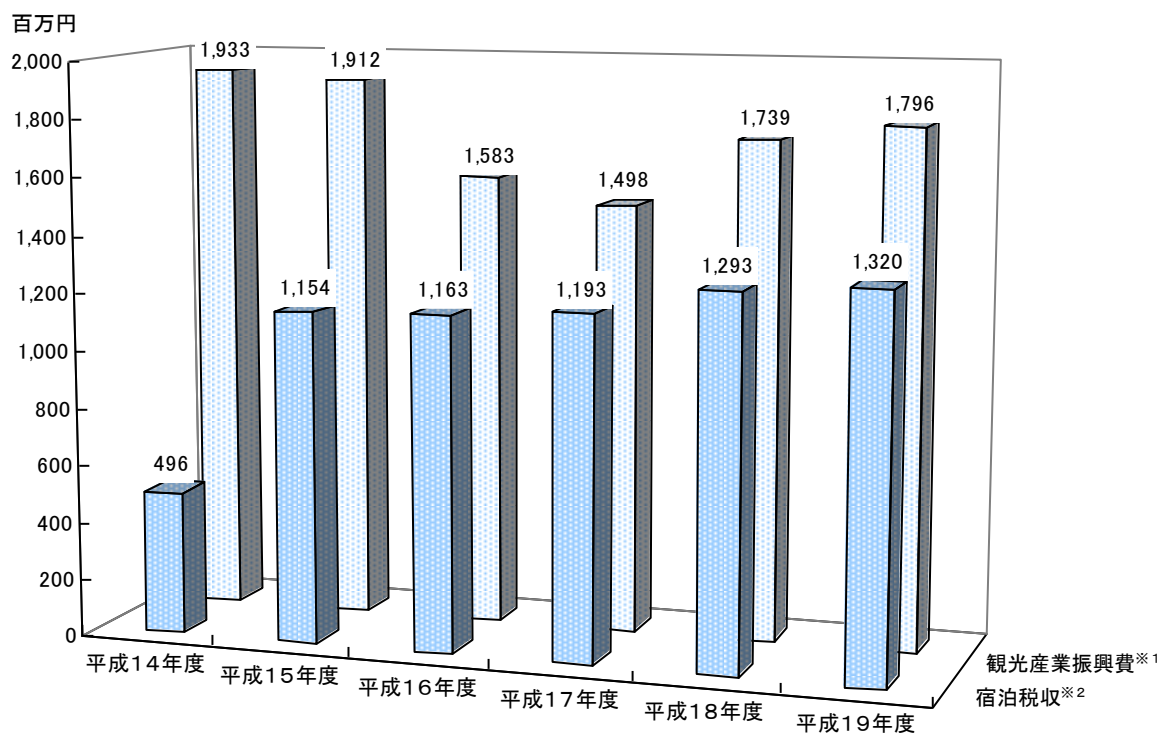
特別徴収義務者として登録されたホテル等には特別徴収義務者証票が交付されるが、ホテル等はこの証票を公衆の見やすい場所に掲示することとされている（参考資料3 特別徴収義務者証票参照）。

3 税収と使途

宿泊税は、創設初年度の平成14年度に4億9千6百万円、その後平成15年度には11億5千4百万円、平成16年度には11億6千3百万円、平成17年度には11億9千

3百万円の税収を上げ、平成18年度（補正後予算額）の12億9千3百万円を合わせると、約53億円の税収を確保している。また、平成19年4月時点で登録されている特別徴収義務者の数は、274件である。なお、税率区別の調定額、課税人員、施設数の推移は、それぞれ表3から表5に示すとおりとなっている。

【図1 観光産業振興費と宿泊税収の推移】



※1 平成14年度から平成17年度までは決算額、平成18年度及び平成19年度は予算額。

※2 平成14年度から平成17年度までは決算額、平成18年度は補正後予算額、平成19年度は当初予算額。

【表3 調定額の推移】

単位：百万円

年度 税率区分	14年度	15年度	16年度	17年度
100円	213	509	507	505
200円	283	645	656	688
計	496	1,154	1,163	1,193

※毎年度末現在の数値による。

【表4 課税人員の推移】

単位：人

年度 税率区分	14年度	15年度	16年度	17年度
100円	2,130,964	5,092,313	5,067,030	5,049,587
200円	1,415,821	3,222,985	3,279,906	3,440,859
計	3,546,785	8,315,298	8,346,936	8,490,446

※毎年度末現在の数値による。

【表5 登録施設数の推移】

単位：件

年度 区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ホテル	279	286	302	311	331
旅館	45	48	53	58	57
計	324	334	355	369	388

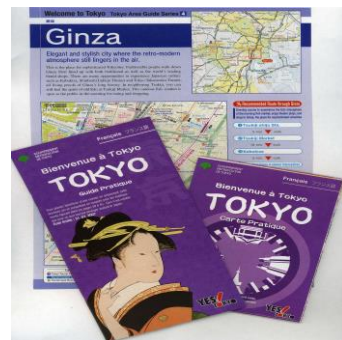
※毎年度末現在の数値による。

宿泊税収は、全額を観光振興施策の費用に充てることとされている。これまでの観光振興施策は、東京を訪れる旅行者に多大な利便を供しているところである。宿泊税の施行後、主な事業として、都内37施設の割引入場券付きウェルカムカード（7言語8種類）を作成し、提供したほか、観光案内所を3箇所に設置するなどの施策が展開された。平成14年度から平成19年度までの各年度における観光産業振興費の額は図1に示すとおりである。

なお、平成19年度に予算化されている事業の例としては、次のものが挙げられる。

【表6 平成19年度の実施予定事業の例】

- ・ ウェルカムカード作成等
- ・ 外国語メニュー等普及事業
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 観光案内所の運営
- ・ 観光ボランティアの活用
- ・ 海外青少年の教育旅行受入促進



ウェルカムカード
(東京都産業労働局作成)

第3 今後の観光振興施策と宿泊税

1 観光振興施策の今後の目標と方向

都は、これまで、「千客万来の世界都市・東京」を目指して平成13年11月に策定した東京都観光産業振興プランに基づき、観光振興施策を積極的に展開した結果、東京を訪れる外国人旅行者が、平成13年の年間277万人から、平成17年には年間450万人まで増加し、6,000億円を超える生産波及効果をもたらすなど一定の成果をあげてきた。

また、平成18年12月には、2016年（平成28年）の東京の目指すべき都市像を示す長期戦略計画「10年後の東京」を策定し、平成28年に年間1,000万人の外国人旅行者を誘致するなどの新たな目標を示した。

観光をめぐる新たな要因である「オリンピック招致」、「羽田空港の国際化の進展」、「少子高齢社会」などへの的確な対応が不可欠となっている状況の下、「活力と風格ある世界都市・東京」の実現を目指し、行政・民間事業者・都民が一体となって観光振興に取り組むため、都は、平成19年3月に、第二次となる「東京都観光産業振興プラン」を行動指針として策定した。計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間とし、「東京の魅力を世界に発信」、「観光資源の開発」、「受入体制の整備」の三つの柱に沿って現状と課題を整理し、今後推進すべき施策を掲げた。

中でも、観光をめぐる社会経済状況の変化に的確に対応していくために、シティセールスの積極的な展開、美しい景観の形成、交通アクセスの整備など特に重要な施策については、戦略的取組として位置付けている。

これらの取組により、5年後の平成23年には、外国人旅行者年間700万人、国内旅行者年間5億人の誘致を目指すとし、これによる生産波及効果を10.7兆円、雇用効果を66万人とそれぞれ見込んでいる。

【表7 平成23年における経済波及効果の推計】

(年間700万人の外国人旅行者、年間5億人の国内旅行者が東京を訪れた場合)

区 分	旅行者数	観光消費額	生産波及効果	雇用効果
外国人旅行者	7百万人	4,499億円	9,759億円	6.1万人
国内旅行者	5億人	4.5兆円	9.7兆円	59.9万人
計	5億7百万人	5.0兆円	10.7兆円	66.0万人

出典：「東京都観光産業振興プラン」（平成19年3月）

2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方

宿泊税は、課税自主権の行使により、都が独自に課する法定外目的税として、安定した税収を確保し、観光振興施策の推進を財政面から支えてきた。

今後「10年後の東京」及び東京都観光産業振興プランに基づき、観光振興施策を進めるにあたって、宿泊税は、観光振興施策に用途を限定した目的税として、引き続き安定した財源を確保することにより、今後もその役割を着実に果たしていくことが期待されている。

また、これまでの間、都はホテル等・旅行業関係者や旅行者に対して積極的に説明とPRを行い、その結果、宿泊税は円滑に実施されていることから、宿泊税は都税として十分に浸透し、都の財源として重要な地位を確立してきたといえる。

宿泊税は、5年ごとに条例の施行状況、社会経済情勢の推移などを勘案して検討を加えることとされているが、上述のような宿泊税に対する期待や円滑な実施状況から、今後もその課税を継続していくことが適当であると考えられる。

なお、課税の継続にあたり、課税対象や税率をはじめとする課税方式のあり方については、諸外国の類似制度など、宿泊税創設時に制度設計の前提となった状況に著しい変化がなく、また、これまでの課税実績などから、現行制度が広く定着し理解を得られていることを踏まえると、現在の課税方式の維持が適当であると考えられる。

今後も、宿泊税の施行状況、社会情勢の推移などを勘案し、5年ごとに、時代の要請に即した宿泊税のあり方を検証していくこととしたい。

参 考 资 料

参考資料2 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」

日本語版

表面

みなさまに納めていただいた宿泊税の税取は、下記のような事業に使われます。

●観光旅行者に配慮した案内標識の整備

●宿泊施設のバリアフリー化

●観光情報センターの整備・充実

東京観光情報センター
Tokyo Tourist Information Center

東京の様々な観光情報を提供します。

東京都庁第一本庁舎 1階
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話：03-5321-3077 FAX：03-5321-3078

<最寄り駅>
都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅／JR・私鉄・営団地下鉄「新宿」駅／都営地下鉄丸の内線「西新宿」駅・西武新宿線「西武新宿」駅
※羽田空港、京成上野線にも開設していますので、ご利用ください。

お問い合わせ
東京都主税局課税部課税指導課
03-5388-2956
東京都主税局総務部総務課
03-5388-2924

Information on
Accommodation Tax

宿泊者のみなさまへ
宿泊税のごあんない

東京都主税局
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>


国際都市東京の魅力を高め、
観光の振興を図る
施策の費用に充てるため、
平成14年10月1日より
宿泊税が課税されます。

東京都では、観光を新たな産業として促え、これを活性化させていくために、「東京都観光産業振興プラン」を定め、これからの観光振興に取り組んでいます。




宿泊税

宿泊税は、都内のホテル・旅館での宿泊に際し、宿泊者に課税されます。

 宿泊とは

ホテル・旅館が宿泊として取り扱っているものことで、実際にその施設で宿泊しなくても、宿泊として取り扱うことがあります。

 宿泊料金とは

宿泊の対価として支払うべき金額のことで、食事、遊興、会議などの対価を含まない、いわゆる「素泊まり料金」をいいます。

※宿泊に係るサービス料は、宿泊料金に含まれます。

 税額


宿泊料金1人1泊10,000円未満の宿泊については、課税されません。

宿泊料金 (1人1泊)	税額
10,000円未満	課税されません
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

支払い方法

宿泊税は、宿泊料金の支払方法に準じ、ホテル・旅館等へお支払いください。

ホテル・旅館の経営者(特別徴収義務者)が、みなさまから宿泊税をお預かりし、東京都に申告納入する「特別徴収制度」を採っています。

 宿泊税特別徴収義務者証票

宿泊税の対象となるホテル・旅館には、「宿泊税特別徴収義務者証票」が掲示されています。

FRONT



外国語版 (英語・ハングル・中国語)

表面

東京観光情報センターは東京の様々な観光情報を提供します。
Tokyo Tourist Information Center



1st floor: TMG No. 1 Building
2-8-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-8001
TEL: 03-5321-3077
FAX: 03-5321-3078

* Tokyo Tourist Information Centers will open in Haneda Airport and Keio Ueno Station from October 1, 2002.
* 羽田空港・京成上野駅にも開設いたしますので、ご利用ください。

東京観光情報センターは東京の様々な観光情報を提供します。
Tokyo Tourist Information Center



東京都主税局課税部課税指導課
Taxation Guidance Section, Tokyo Metropolitan Government
Tel: 03-5388-2956

東京都では、国際都市東京の魅力を高め、観光の振興を図る施策の費用に充てるため、宿泊税を導入いたしました。

宿泊税は、都内のホテル・旅館での宿泊に際し、2002年10月1日より宿泊者に課税されます。

宿泊料金 (1人1泊)	税 額
10,000円未満	課税されません
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※ 食事、遊興、会議など、宿泊以外のサービスに対する料金は課税対象に含まれません。

宿泊税は、宿泊料金等の精算時に合わせてホテル・旅館等にお支払いください。

皆様にご納めていただいた宿泊税の徴収は、下記のような観光振興の施策に充てられます。

- ① 外国人旅行者に分かりやすい標識整備
- ② 観光情報センターの整備・充実
- ③ ウェルカムカードの作成 など

宿泊者のみなさまへ
For All Hotel Guests
숙박객 여러분께



宿泊税のごあんない
住宿税介绍
숙박세에 관한 안내 말씀
Information on
Accommodation Tax

東京都主税局
Tokyo Metropolitan Government, Bureau of Taxation
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

The Tokyo Metropolitan Government has introduced an accommodation tax to help cover expenses for measures to promote tourism and to enhance the attractiveness of Tokyo, a cosmopolitan city.

As of October 1, 2002, an accommodation tax will be levied on guests who stay in the Tokyo Metropolis at hotels or inns priced at ¥10,000 or higher.

Tax:

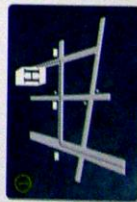
Hotel Room Charge (per person, per night)	Tax (per person, per night)
Less than ¥10,000	Tax-free
Between ¥10,000 and ¥14,999	¥100
¥15,000 or more	¥200

* This tax does not apply to services other than accommodation, such as meals, entertainment or fees for rental of conference rooms.

An accommodation tax is to be paid when hotel room charges are paid.

Revenue from an accommodation tax is used to promote the following tourist programs:

- ① Creation and maintenance of signs that are easily understandable for foreign tourists.
- ② Establishing and maintaining tourist information centers.
- ③ Publishing "Welcome Cards" (information brochures), and other projects.



東京都为了增强国际都市东京的魅力，加大对观光振兴措施的投资，引进了住宿税。

住宿税从2002年10月1日开始实施。是在都内饭店、旅馆住宿时，向住宿房客课征。

税額

住宿费 (1人1晚)	税額
未滿10,000日元	不課税
10,000日元至未滿15,000日元	100日元
15,000日元以上	200日元

* 用餐、游览、会议等住宿以外服务的费用不在课税对象之内。

住宿税将根据住宿费支付方式，向饭店、旅馆等支付。

大家缴纳的住宿税收入，将用于下列观光振兴的措施投入。

- ① 面向外国人旅行者的标识整備
- ② 观光信息中心の整備・充実
- ③ 旅游者便利卡的制作 等



東京都에서는 국제도시 東京의 매력을 재고하며 관광 진흥을 도모하기 위한 시책을 추진하는데 필요한 경비로 증당하기 위하여 숙박세를 도입하였습니다.

숙박세는 2002년10월1일부터 도내의 호텔 및 여관에서 숙박하신 경우에 숙박객 여러분께 부과됩니다.

세액

숙박요금(1명 1박)	세액
10,000엔 미만	비과세
10,000엔 이상 15,000엔 미만	100엔
15,000엔 이상	200엔

* 식사, 유흥, 회의 등 숙박이 아닌 서비스에 대한 요금은 과세대상이 되지 않습니다.

숙박세는 숙박요금 등의 지불방법에 준하여 호텔, 여관 등에 지불하여 주십시오.

여러분께서 납부하신 숙박세 수입은 아래와 같은 관광진흥 시책을 위해 충당됩니다.

- ① 외국인 여행자가 알기 쉬운 안내표시의 정비
- ② 관광관광정보센터의 정비 및 충실화
- ③ 웰컴 카드 (환영 메시지와 지하철 이용법, 긴급시의 연락처, 시설 할인권 등이 포함된 카드) 작성



参考資料 3 特別徴収義務者証票



特別徴収義務者証票



証票を掲出しているホテルのフロントの様子